

鹿児島県児童クラブ連絡協議会
会長 加来 宗 暁
(高陵寺学童クラブ)
事務局/青葉児童クラブ 霧島市国分重久 2105-1
TEL/FAX 0995-45-7800

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量的拡大・質的拡充を図るために 2011（平成23）年度鹿児島県予算等についての要望書

御職におかれましては、日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の発展のためにご尽力いただき、敬意を表します。

さて、

学童保育（児童クラブ）は、1998年4月に法制化されて12年がたちました。

いま、地域において所得格差と貧困が広がるなかで、子育てに悩む親や待機児童も急増してきています。子どもの発達保障と保護者の就労保障としての学童保育へのニーズは、ますます高まってきています。

一方で、子どもの育ち・子育てが、大きく変わろうとしています。

政府は今後、2011年1月からの通常国会で児童福祉法改正を行い、2013年度から新しい制度を実施していく予定です。それが、「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」というものです。

内容は、保育に市場原理を持ち込み、介護保険や国民健康保険と同じように、サービスを必要とする人に負担を求める＝「応益負担」原則を強いるものです。

保育所や幼稚園にあつては、地方自治体において民間委託、指定管理者制度の導入や「幼保一元化」の動きが加速しています。

学童保育（児童クラブ）にあつても、企業が学童保育事業に参入し、過剰なサービスと費用高騰が都市部では起こってきています。保育・子育てが儲かると市場原理を取り入れ、保育分野で「稼ぐ」ことが進行してきています。「子どもを儲けの対象に」していくのが、この新システムです。

新システムが導入されると、ますますこの国の子どもの育ち・子育ては、貧困化していくことになります。子育てに競争原理を導入すること自体が間違っています。

必要なことは、子どもの発達と保護者の生活・就労を同時に保障する公的保育の社会基盤を整備することです。

県内の学童保育（児童クラブ）は、まだまだたくさんの課題を抱えています。

①小学校区にない地域がある。②生活の場にふさわしい施設・設備となっていない。③指導員の雇用・労働条件が安定したものとなっていない。④必要としているにもかかわらず入所できない児童（障害児、高学年、低学年でも待機児）がいる。⑤大多数の民間（共同）児童クラブ（学童保育所）が厳しい財政運営を余儀なくされている。⑥障害児学童保育（特別支援学校放課後児童対策事業）は通常の学童保育以上の困難を抱えている。

これらの課題の解決と公的責任による制度の抜本的な拡充をはかるため、2011（平成23）年度鹿児島県予算編成において、県内 〇〇所の児童クラブの署名を添えて、下記の諸事項を実現していただきますようお願い申し上げます。

記

一、全小学校区に児童クラブ（学童保育）が作られる（小規模も含む）ようにすること、また大規模児童クラブの分離増設のための予算措置をはかってください。

- (1) 地域間・規模間格差を解消するための予算措置をはかること。
5人以下の小規模施設への助成基準を策定すること。
- (2) 学童保育を単独で建てる場合、児童厚生施設等整備費を活用できるように予算化をはかること。
- (3) 既存施設（学校の余裕教室等）の改修による放課後児童クラブ室の設置や、大規模クラブの解消を図るため、放課後子ども環境整備等事業費を活用できるようにすること。
- (4) 民間施設借用の学童保育への家賃補助を予算化すること。
- (5) 財政難を理由に、補助基準額の減額を行わないこと。
- (6) 学童保育施設は、適正規模の設置基準を定め、また、学童保育の専用施設の設置を基本として、児童館や余裕教室、その他の公共施設など地域の社会資源を活用して施設を確保すること。

二、児童福祉法を改正し、市町村の実施責任を明確にして、運営の安定性・継続性を保障する制度に拡充するよう国に働きかけてください。

- (1) 国および地方自治体の「公的責任」を明確にして、学童保育の「最低基準」を定め、「生活の場」にふさわしい施設整備のための財政措置が法的に明確になるように、児童福祉法および関係令を改正すること。
- (2) 市町村の責任を「利用の促進の努力義務」にとどめることなく「必要としている児童が、入所できるよう条件整備を図ること」を義務づける制度とすること。
- (3) 定期的に指定先を見直す指定管理者制度の導入や、倒産・閉鎖という事態がありうる民間企業の参入など、事業の安定性・継続性が確保できない制度にはしないこと。
- (4) 国の補助金制度としては、現在の奨励的な補助ではなく、市町村に対する国庫負担金とする制度とすること。
- (5) 地方自治体の負担軽減のために、国の負担率を大幅に引き上げることや特別な財政措置を図ること。

三、自治体の責任のもとに、指導員を確保するための研修の場をつくり、行政責任を明確にしてください。

四、発達障害児等の受け入れのさらなる推進をはかるため、必要なすべてのクラブにおける障害児受け入れ体制の強化をしてください。

- (1) 県は障害児入所の促進をはかるとともに、障害児入所に際しての指導員増員に伴う具体的な予算措置をとること。（いくつかの市町村は独自で補助金を支出しているところもある。）
- (2) 障害児加算は、常勤指導員の人件費分で計算するとともに、障害児の人数や障害の程度に応じて加配人数を増やせるよう、指導員の加配基準を定め、加配人数に応じた補助単価にすること。

五、「子ども・子育てビジョン」に示されているように、学童保育の量的な拡大、質的な拡充を確実に図ってください。

- (1) 学童保育の質的拡充が確実に実現されるような内容の制度拡充と財政措置を図ること。
- (2) 「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、充実すること。具体的には【別紙1、2】を参照のこと。

六、「放課後子どもプラン」は、二つの事業の「一体化」ではなく、それぞれの事業の拡充と連携を進めるものに見直してください。

「放課後子どもプラン」は、「総合的な放課後児童対策」との位置であることから考えて、児童館や地域にある子ども関連の機関・施設・団体等の連携も含めた総合的なプランとして推進すること。

＜別紙1＞ 学童保育の運営に必要な補助金の創設と 補助額の大幅増額の要望

- ① 現在の補助単価と補助率3分の1では、財政状況が厳しい地方自治体に多大な負担を強いるものです。地方自治体の負担軽減のために国の負担率を大幅に引き上げることや、特別な財政措置を図ってください。
- ② 運営費の積算内訳の多くを占める指導員の人件費の計算では、「非常勤配置」「諸謝金」ではなく、児童数に見合った人数の指導員が「常勤配置」できる金額としてください。また、指導員の社会保険料、労働保険料等も含んだものとして、補助単価を大幅に引き上げてください。
- ③ 学童保育を必要としている子どもたちが適正規模の学童保育に入所できるためには、需要に見合った数の学童保育が設置されるように、地方自治体の負担を軽減する具体的な財政措置や補助単価の引き上げなどが絶対に不可欠です。以下の点を強く要望します。
 - (ア) 学童保育の量的な拡大と質的な拡充を図るための基盤整備である施設整備費と、指導員の安定的な確保が実現できる運営費を十分に確保できるよう、大幅な補助金増額を図ってください。また、土地取得にかかる費用の予算化、民間学童保育の家賃補助も予算化してください。

また実施要綱等に、学童保育の役割を果たすためには、専用の施設（または部屋）を確保することが基本要件であることを明記してください。さらに、「生活の場」にふさわしい広さや設備を確保することが必要であることを明確にしてください。
 - (イ) 地方自治体が積極的に施策を講じることができるよう地方自治体への十分な財政措置を行ってください。（例えば、補助率の見直しや他の施策による特別な財政措置など）
- ④ 「適正規模」（40人未満）を越えた学童保育が早急に分割できるような施策と補助金の仕組み、十分な予算措置をしてください。

また、適正規模化によって新たに待機児童が生まれたり、学童保育が必要な高学年が「追い出される」ことのないように、「待機児童を出さず、必要な小学生すべてが入所できるよう適正規模で複数設置」することを明確にしてください。

分割に際しては、「毎日の生活を送る基礎的な子どもの生活集団が分かれていること」「固定した専用の生活の場としての生活室があること」「専任の指導員が配置されていること」を確保したかたちで行うことが必要なことを実施要綱に明記してください。これは補助要件としても明確にしてください。
- ⑤ 事業運営費の積算に、教材費・保育料の減免措置を含めて、大幅に引き上げてください。特に、自治体に保育料の減免措置の必要性を周知するとともに、自治体への財政援助を行ってください。
- ⑥ 適正規模や大規模学童保育の分割を避けるために高学年の入所が制限されたり、「追い出される」ことがないようにしてください。さらに、高学年も事業対象であることを周知し、2001年12月20日の通知「放課後児童健全育成事業の対象児童について」にあるように、高学年の受け入れを促進してください。
- ⑦ 障害児加算は、常勤指導員の人件費分で計算するとともに、障害児の人数や障害の程度に応じて加配人数を増やせるよう、指導員の加配基準を定め、加配人数に応じた補助単価にしてください。
- ⑧ 保護者の働く実態に即した開設日・開設時間となるように補助額を増額してください。保護者の就労実態からみて土曜日開設は不可欠です。土曜日開設を促進するような加算の仕組みとしてください。
- ⑨ 児童数20人未満の学童保育に対する補助についても、小規模でも指導員が複数配置できるよう補助額を増額してください。また、児童数10人未満の学童保育に対する補助金を新たに予算化してください。
- ⑩ その他の項目についても、全国学童保育連絡協議会の提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」の内容を考慮して改善してください。

＜別紙2＞ 厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」の改善要望

私たちの提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」および、以下の意見・要望を取り入れていただき、よりよいガイドラインとなるよう強く要望いたします。

- ① 事業の目的、役割、性格を明記してください。特に、こども未来財団の研究報告書『放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究』にあるように、学童保育の役割は共働き・一人親家庭の小学生の毎日の継続した「生活の場」の保障と、それを通して保護者の仕事と子育ての両立支援であることを明確にしてください。
- ② 対象児童には、実施要綱にあるように「特別支援学校の小学部の児童」も含んでいることを明記してください。
- ③ 規模について、事故・ケガや子ども情緒の安定からみても大きな問題がある「最大70人までとする」は、望ましいあり方を示すガイドラインにはふさわしくありません。削除するか、もしくは「70人でも問題であるため40人に近づけていくことが必要」との文言を入れてください。また、「集団の規模」の文言は「毎日の基本的な生活を営む集団の規模」としてください。
- ④ 開設日・開設時間について、実施要綱にある「平日は1日3時間以上」はガイドラインでも明記してください。また、利用児童が平日よりも少ないとしても土曜日開設は必要とする保護者にとって切実な要望です。土曜日開設の必要性を明記してください。
- ⑤ 施設・設備について、毎日の継続した「生活の場」を確保するうえで不可欠な施設は「スペース」というあいまいな表現ではなく、「専用施設または専用の部屋」としてください。少なくとも実施要綱にあるように「放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペースまたは専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保される」ことを明確にする必要があります。
- ⑥ 必要な設備を具体的に明らかにしてください。その際、私たちの提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」（生活室・プレイルーム・静養室・事務室・トイレ・玄関・台所設備・手洗い場・足洗い場・シャワー設備・物置・屋外の遊び・バリアフリー等が必要）を取り入れてください。少なくとも実施要綱に明記している内容はふまえたものが重要です。
- ⑦ 職員体制について、指導員の配置基準を明記してください。その際、私たちの提言（「指導員の配置は、専任、常勤、常時複数とする。学童保育指導員の人数は、児童数30人までは指導員2人以上、40人までを3人とする」）を取り入れてください。
- ⑧ 職員の「有する望ましい資格」は、現行の実施要綱のままでなく、私たちの提言（学童保育士という固有の公的資格の創設）を取り入れてください。少なくとも、7割以上の指導員が有している「保育士または幼稚園・小学校の教諭の資格」を加えてください。
- ⑨ 職員に関わることは、現行の実施要綱の内容だけとなり、「望ましいあり方」が何も出されていません。前記の⑦⑧も含めて、職員の体制（専任・常勤・常時複数体制）・配置（子どもと安定的・継続的に関係がとれる配置等）・勤務時間（開設時間の前後の準備時間の確保など）等については私たちの提言および（財）こども未来財団の研究報告書をふまえた記述を加えてください。
- ⑩ 「指導員の活動」について、実施要綱の「事業の内容」に整合性を持たせてください。具体的には、「指導員が行う活動」のなかに「連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施」を明確にしてください。実施要綱にある「放課後児童の活動状況の把握」は指導員の仕事の基本に「深い子ども理解と把握が必要」という位置づけで明記してください。実施要綱になかったガイドライン案の(2)の④⑥は実施要綱にも必要なこととして盛り込んでください。
- ⑪ 障害児の受入れ促進を明記する以上、受入のための指導員の加配の必要性を明確にしてください。また、受け入れの児童数に応じた指導員の加配の必要性も明確にしてください。

【参考資料】

〔1〕 公的責任に関して、2010年5月1日現在学童保育実施調査／鹿児島県内児童クラブの運営形態

運営形態		件数	割合
公 営		15	4.8%
公社社会福祉協議会	委託	9	2.9%
公社社会福祉協議会	補助	1	0.3%
公社社会福祉協議会	代行	10	3.2%
運営委員会	委託	90	28.6%
運営委員会	補助	21	6.7%
運営委員会	代行	0	0.0%
父母会(保護者会)	委託	1	0.3%
父母会(保護者会)	補助	9	2.9%
父母会(保護者会)	補助無	2	0.6%
父母会(保護者会)	代行	0	0.0%
法人	委託	101	32.1%
法人	補助	41	13.0%
法人	補助無	9	2.9%
法人	代行	0	0.0%
その他		6	1.9%

※運営委員会とは、地域の役職者（学校長、自治会長、民生・児童委員など）と父母会（保護者会）の代表などで構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式

※委託：学童保育運営者と契約を交わし、国県補助金により運営。

補助：学童保育運営者と契約は交わさず、運営費の一部を国県補助金で助成する。

※代行は、「指定管理者制度」を含む

※分母は、学童保育数の315

〔2〕 公的責任に関して、2010年5月1日現在学童保育実施調査／鹿児島県内児童クラブの開設場所

学校敷地内の学童保育専用施設	31	9.8%
校舎内の学童保育専用施設	2	0.6%
余裕教室(空き教室)を利用	32	10.2%
余裕教室以外の学校施設を利用	3	1.0%
児童館・児童センター内	9	2.9%
学校敷地外の公設で学童保育専用施設	52	16.5%
公民館内	7	2.2%
公立保育所内	5	1.6%
公立幼稚園内	1	0.3%
その他の自治体の所有の施設内	10	3.2%
社会福祉協議会や公社等が設置した施設内	2	0.6%
私立保育園内	96	30.5%
その他の社会福祉法人が設置した施設内	9	2.9%
父母が建てた専用施設	0	0.0%
アパート・マンションの一室を利用	0	0.0%
民家を借用	14	4.4%
神社・寺院を利用	2	0.6%
町内会・自治会・団地の集会所	3	1.0%
その他	37	11.7%

※分母は、学童保育数の315

〔3〕 全国比較一運営形態・開設場所

(全国学童保育連絡協議会調査、2010年5月)

運営主体	か所数	割合	2007年比	備考
公立公営	8,155	41.30%	-2.90%	市町村が直営している
社会福祉協議会	2,165	11.00%	-0.30%	半数は行政からの委託(1185か所)
地域運営委員会	3,654	18.50%	1.70%	多くが行政からの委託(2495か所)
父母会・保護者会	1,478	7.50%	-1.50%	行政からの委託が多い(899か所)
法人等	3,929	19.10%	2.70%	私立保育園(1008か所)、私立幼稚園(248か所)保育園を除く社会福祉法人(616か所)保護者等がつくるNPO法人(894か所)民間企業(176か所)その他(987か所)
その他		1.80%	-0.50%	
合計	19,744	100.00%		

表10 指定管理者制度は確実に増えている

	2007年調査	2010年調査
社会福祉協議会に代行	645	901
地域運営委員会に代行	166	202
父母会に代行	110	117
法人等に代行	498	718
合計数（全体数との比率）	1419(8.5%)	1938(9.8%)

この運営主体のうち
指定管理制度導入の割合

41.60%
5.50%
7.90%
18.30%

表5 学童保育の実施場所

開設場所	か所数	割合	2007年比	備考
学校施設内	10,044	50.90%	3.30%	余裕教室活用(5,171) 学校敷地内の独立専用施設(3,961) 校舎内の学童保育専用室(435) その他の学校施設を利用(477)
児童館内	2,703	13.70%	-2.10%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,558	7.90%	0.50%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,932	9.80%	-1.00%	公民館内(540) 公立保育園内(149) ・幼稚園内(189) その他の公的な施設内 (1,054)
法人等の施設	1,286	6.50%	-0.20%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,301	6.60%	-0.70%	父母会が借りたアパート・借家など
その他	920	4.60%	0.20%	自治会集会所・寺社など
合計	19,744	100.00%		

表6 開設場所別の平均のべ床面積と児童一人当たりの床面積

開設場所	平均延べ床面積	児童一人当たり床面積
学校敷地内の学童保育専用施設	122.0㎡	2.10㎡
余裕教室（空き教室）を利用	93.2㎡	2.12㎡
児童館・児童センター内	125.3㎡	2.36㎡
学校敷地外の公設で学童保育専用施設	162.5㎡	2.80㎡
その他の自治体の所有の施設内	153.4㎡	4.15㎡
民家を借用	111.5㎡	2.93㎡

〔4〕全国調査に見る公的な関与と責任

表3 学童保育の設置・運営基準がないなど公的な関与や責任が弱い

運営基準やガイドラインの策定の有無

選択肢	割合
自治体として「最低基準」を定めている	9.00%
自治体として「運営基準」を策定している	29.80%
自治体として「ガイドライン」を策定している	2.90%
特になし	58.30%
合計	100.00%

(全国学童保育連絡協議会、2007年調査)

市町村の実施責任の状況

市町村の関与の仕方	割合
公立公営で実施	41.30%
委託事業 "	35.30%
補助事業 "	10.80%
指定管理者制度 "	9.80%
補助なし "	1.00%
その他	1.80%
合計	100.00%

(全国学童保育連絡協議会、2010年調査)

表2 施設や市町村によって大きく異なる保育料額、減免があるのは半数だけ

増えている保育料負担

月額保育料額	03年調査	07年調査
5000円未満	49.10%	41.80%
5000円～10000円未満	40.30%	46.40%
10000円～15000円未満	9.40%	10.10%
15000円以上	1.20%	1.70%

(全国学童保育連絡協議会、2007年調査)

市町村として保育料の減免があるか

保育料の減免の有無	割合
減免がある	50.70%
減免はない	48.00%
その他	1.30%
合計	100.00%

(同左)

【鹿児島県内の児童ラブの保育料】

9. 保育料(子ども一人につき、月謝で)はいくらですか？		
①2,000円未満	3	1.4%
②2,000～4,000円未満	47	21.7%
③4,000～6,000円未満	82	37.8%
④6,000～8,000円未満	67	30.9%
⑤8,000～10,000円未満	12	5.5%
⑥10,000円以上	0	0.0%
⑦その他	3	1.4%
無回答・不明	3	1.4%
	217	100.0%

※2010年5月鹿児島県「学童白書づくり」アンケート(保護者回答結果から)

〔5〕2010年5月1日現在学童保育実施調査/鹿児島県内児童クラブの規模別か所数

児童数	件数	割合
9人以下	19	6.0%
10人-19人	58	18.4%
20人-39人	118	37.5%
40人-70人	115	36.5%
71人-99人	5	1.6%
100人以上	0	0.0%
合計	315	100.0%

※分母は、学童保育数の315

全国比較一規模別か所数

表4 まだまだ適正規模で整備されていない

入所児童数の規模(学童保育数)

児童数	2007年調査	2010年調査	2007年比較
9人以下	3.60%	719 (3.7%)	0.10%
10人-19人	11.40%	2155 (10.9%)	-0.50%
20人-39人	33.80%	7204 (36.5%)	2.70%
40人-70人	37.10%	8358 (42.3%)	5.20%
71人-99人	10.80%	1047 (5.3%)	-5.50%
100人以上	3.30%	261 (1.3%)	-2.00%
合計	100.00%	19744 (100.0%)	

40人以上の施設数

9666か所
(49.0%)

(全国学童保育連絡協議会調査、2010年5月)

〔6〕指導員の勤務体制・労働条件

表8 多くの指導員は不安定な雇用や劣悪な労働条件で働いている

		2003年	2007年
雇用形態	公営の正規職員	7.30%	4.00%
	公営の非正規職員	43.90%	44.20%
	民間運営の正規職員	19.90%	22.60%
	民間運営の非正規職員	28.90%	29.20%
年収	年収150万円未満	50.00%	52.70%
	150万円以上300万円未満	34.50%	38.30%
	300万円以上	15.50%	9.00%
	勤続年数が増えても賃金はあがらない	52.10%	53.30%
労働条件	退職金がない	58.50%	71.30%
	社会保険がない	38.20%	37.50%
	一時金がない	44.80%	58.00%
	時間外手当がない	49.30%	35.40%

(全国学童保育連絡協議会調査)

【鹿児島県内児童ラブの指導員の労働条件】

	件数	割合
常勤職員	79	47.0%
パート・非常勤職員	89	53.0%
	168	100.0%

4. 賃金形態は、次のどれですか？ ■常勤職員の方

	件数	割合
①月給	16	20.3%
②日給月給	5	6.3%
③日給	1	1.3%
④時給	57	72.2%
	79	100.0%

「①月給」と答え た方、どれくらい ですか？		件数	割合
	①5万円未満	1	6.3%
	②5～10万円未満	1	6.3%
	③10～15万円未満	7	43.8%
	④15～20万円未満	5	31.3%
	⑤20万円以上	2	12.5%
		16	100.0%

「④時給」と答え た方、どれくらい ですか？		件数	割合
	①650円未満	0	0.0%
	②650～700円未満	12	21.1%
	③700～750円未満	15	26.3%
	④750～800円未満	14	24.6%
	⑤800円以上	15	26.3%
	不明	1	1.8%
		57	100.0%

ボーナスは？		件数	割合
	①ある	35	44.3%
	②ない	31	39.2%
	③その他	4	5.1%
	不明	9	11.4%
		79	100.0%

4. 賃金形態は、次のどれですか？ ■パート・非常勤職員の方

	件数	割合
①月給	0	0.0%
②日給月給	2	2.2%
③日給	3	3.4%
④時給	84	94.4%
	89	100.0%

「④時給」と答え た方、どれくらい ですか？	①650円未満	2	2.4%
	②650～700円未満	14	16.7%
	③700～750円未満	30	35.7%
	④750～800円未満	8	9.5%
	⑤800円以上	30	35.7%
	84	100.0%	
ボーナスは？	①ある	29	32.6%
	②ない	54	60.7%
	③その他	3	3.4%
	不明	3	3.4%
	89	96.6%	

※2010年5月鹿児島県「学童白書づくり」アンケート（指導員回答結果から）

〔7〕補助金—保育所との比較

表1-1 学童保育の補助金総額234億円は、認可の私立保育所の補助金約3,400億円と比べてもとても少ない

学童保育(2009年度) 補助金総額は234億円		私立保育所(2009年度) 国の補助金は3,400億円		私立保育所と比べて 学童保育は
施設数	1万8475か所	施設数	1万1282か所	約1.6倍
入所児童数	約80万人	入所児童数	約118万人	約3分の2
指導員数	約7万人	保育士数	約18万人	約3分の1
1施設当たりの国庫支出額	約95万円	1施設当たりの国庫支出額	約3014万円	約33分の1
児童1人当たり予算額	約2万2200円	園児1人当たり予算額	約28万8000円	約13分の1

* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。

* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

●ある民間の学童保育所の運営費(名古屋市)●

児童数28名 指導員2名(1年目、1.5年目)

施設は、市がプレハブを無償で貸与

	費目	金額
収入	市からの補助金 (国の補助金151.8万円 保育料 (1世帯平均月13000円)	329.9 万
	事業収入	28.3 万
	おやつ代	59.8 万
	その他(積立金)	34.8 万
	収入合計	911.6 万
	支出	指導員人件費
福利厚生費		105.0 万
アルバイト料		121.1 万
水道光熱費		24.1 万
教材費		15.6 万
おやつ代		59.8 万
電話代		6.9 万
消耗品費・備品費		14.9 万
保険料		8.2 万
支出合計		955.6 万

赤字分は翌年に繰り越し

設備の状況(設置されている割合)(%)

設備	専用設備がある	なにもない
生活室	86.1	2.9
台所設備	62.4	16.9
トイレ	52.6	0.0
電話	76.5	4.1
かばん置き場(個人ロッカー)	94.8	2.6
手洗い場	64.7	1.8
足洗い場	36.2	29.3
静養できる部屋またはコーナー	45.4	32.6
ホールなどの室内の遊び場	22.9	37.8
指導員の事務スペース	56.1	24.7
冷蔵庫	83.1	4.5
緊急時の通報装置	26.6	45.7
クーラー	65.9	23.8

(全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査「個別調査」より)